

原文は、[インド財務省のウェブサイト](#)からご確認いただけます。現時点でのURLは、以下のとおりです（予告なく改訂されることがあります）。

<https://www.cbic.gov.in/entities/cbic-content-mst/NzI%3D>



2020年貿易協定に基づく 原産地規則に係る関税規則 (CAROTAR 2020)

本冊子には輸入業者およびその他の利害関係者に関する予備知識が含まれており、2020年9月21日以降効力を生じたCAROTAR 2020を遵守する際の手引として提示されるものです。



【重要】本資料の利用についての注意・免責事項

本資料は、日本貿易振興機構(ジェトロ)が翻訳会社に委託して作成した仮訳です。仮訳ですので、できる限り正確な翻訳に努めましたが内容の正確性・完全性については補償いたしかねます。正確な理解のため、また原文は不定期に改定される可能性があるため、必ず[原文](#)をご参照ください。ジェトロは本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロが係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

ジェトロ 海外調査部アジア大洋州課／ニューデリー事務所

1. 自由貿易協定(FTA)

- 1.1 貿易協定は国家の貿易政策に不可欠な要素です。各国は、いにしえの時代から相互貿易に携わってきました。世界中で発掘された貿易品の痕跡は、古代史を概念化する際の知見として役立っています。中世の貿易は、海洋探検家たちを未踏の地の探索に駆り立てる主な要因でした。
- 1.2 近代では、特に第二次世界大戦後に各国が協力して多国間のプラットフォームに關税及び貿易に関する一般協定(GATT)を創設しましたが、これは現在においても貿易取引をまとめる際の指針として機能しています。GATTの第24条では、WTO加盟国が相互かつ双方の有益性に基づき關税・非關税の讓許を相互に提供する自由貿易協定を締結することを認めています。WTOの統計によれば、現在、305の地域貿易協定が効力を有しており、世界における国際貿易の大半はこれらの協定の下で行われています。
- 1.3 これまでにインドは、15の自由貿易協定と1つの片務的な免税特恵(DFTP)を締結しました。最初の協定として1950年にネパールと締結した通商条約は、その後隨時見直されてきました。また、ASEAN・インド自由貿易協定、南アジア自由貿易地域協定、インド・日本包括的経済連携協定、インド・韓国包括的経済連携協定は特に、インドで最も広く利用されている貿易協定です。

インドの貿易協定

二国間協定	地域協定
1. インド・スリランカ FTA(2000年) 6. インド・タイ EHS (2004年)	1. インド・ASEAN (2010年) ブルネイ、ダルサラーム国、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム
2. インド・日本 包括的経済連携協定(2011年) 7. インド・チリ 特恵貿易協定(2007年)	2. アジア太平洋貿易協定(APTA)(1975年) タイ、パングラデシュ、中国、大韓民国、スリランカ
3. インド・韓国 包括的経済連携協定(2010年) 8. インド・アフガニスタン (2013年)	3. 南アジア自由貿易地域協定(SAFTA)(2006年) バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、アフガニスタン
4. インド・マレーシア 包括的経済協力協定(2011年) 9. インド・シンガポール包括的経済協定(2005年)	4. インド・メルコスール(2009年) アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ
5. インド・ネパール 通商条約(1950年) 10. インド・ブータン 通商・通過協定(2016年)	5. 世界貿易特恵システム(1989年) 発展途上国47カ国

(2020年9月現在)

- 1.4 貿易協定の範囲や程度は、交渉に関与する市場の性質やそれらそれぞれの優先順位に応じて異なります。特恵貿易協定(PTA)では「特恵マージン」、すなわちタリフラインに課される關税の一部免除に限定される可能性があるものの、包括協定では關税讓許に踏み込みタリフラインに課される關税のほぼ全額が免除されるのみならず、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、量的規制、輸入許可、知的財産権、貿易円滑化、貿易救済措置、サービス貿易、投資などその他の多くの分野にも影響が及びます。

2. FTA の締結・運用

2.1 商業庁は、インド政府が貿易協定を交渉し締結する際のノーダルポイントです。一連の省庁、すなわち農業省、電子情報技術省、肥料局、重工業局、電気通信局なども交渉分野に応じて協議に参加します。施行の中心的機関である間接税・関税中央委員会(CBIC)は関税譲許、原産地規則、関税の円滑化、知的財産権などの問題に関する貿易交渉において重要な役割を果たします。

2.2 貿易協定が締結されると、CBIC は国内法上のコミットメントを組み込むため、関税法第 25 条および関税定率法第 5 条に基づき関税譲許と原産地規則を施行する通知を交付します。

3. 原産地規則および原産地基準

3.1 貿易協定に基づき、関税譲許の対象は輸出国「製」の輸入品に限る必要があります。各 FTA では一連の原産地規則が定められますが、これは、輸出国において「原産資格」の獲得を目指す物品が達成する必要のある基準を規定するものです。かかる基準は一般に、製造／処理の過程における国内付加価値や実質的変更などの要因に基づくものです。たとえば、貿易協定に基づき確定する原産地基準は、35 パーセント以上の国内付加価値に関税分類番号の号変更(CTSH)を通じた実質的変更を加えたものになる可能性があります。

例: ルール - NOM ≤ 65% + 項変更

中国のアルミニウム線材(CTH 7604)はスリランカでワイヤー(CTH 7605)に引き伸ばしてインド・スリランカ FTA に基づきインドに輸出することができますが、線材コストが最終財価額の 65 パーセント未満の場合に限られます。

3.2 貿易協定に基づき輸入された物品は、輸出国の指定当局から交付された「原産地証明書」(COO)の対象である必要があります。COO には、対象物品の詳細と達成された原産地基準が記載されます。

解説 - 様々な原産地基準

ASEAN・インド 自由貿易協定	• 35% + CTS defense
SAFTA	• NOM ≤ 60% + CTH, PSR, LDC は 10%, SL は 5% の軽減
ISLFTA	• NOM ≤ 65% + CTH
インド・マレーシア CECA	• [35% + CTS defense] または PSR
インド・シンガポール	• [35% + CTS defense] または PSR
インド・ネパール	• NOM ≤ 70% + CTH

CTH: 関税分類番号の項変更(上位 4 枝)

CTSH: 関税分類番号の号変更(上位 6 枝)

NOM: 非原産材料

PSR: 品目別規則

4. 運用上の証明手続(OCP)

4.1 OCP は原産地規則の不可欠な一部であり、輸出業者／輸入業者が貿易協定の恩恵を申告する方法の手引きとなっています。COO の書式、その交付方法、原産地の検認プロセスもこれに定められています。以下は貿易協定において一般的にみられる手順です。

- (i) 貿易協定の当事国は、COO を交付する当局を 1 つ以上指定します。
- (ii) FTA の恩恵を請求する意思を有する輸出業者は、指定された交付当局に COO を申請します。
- (iii) 輸出業者の COO 申請は、申告する原産地基準が正当に満たされていると明示する関連文書によって裏付ける必要があります。

(iv) 交付当局は、貿易協定に定められた書式と方法で COO を交付します。

(v) 輸出業者は、COO の原本を輸入国の輸入業者に送付します。FTA には、電子的な COO の使用を認めているものもあります。

(vi) 輸入業者は、物品の輸入通関中に COO を税関に提示します。

(vii) 税関職員は、COO の真正性／信頼性やこれに記載された情報の正確性に疑問を抱いた場合には、輸入国の担当官を通じて輸出国の指定された当局に検認要請を送付します。

5. 最近の傾向と悪用事例

5.1 何年にもわたり、既存の FTA に基づく特恵関税が徐々に引き下げられた結果、特恵貿易のボリュームが増加してきました。さらに、悪用事例が頻発した結果、政府は不正な貿易業者が関税譲許を不当に利用するため原産国を虚偽申告していることに気づきました。

5.2 たとえば、2019 年に、財務省歳入情報局の調査チームが現地で検認した結果、第三国（ビンロウ）の実が、FTA に参加している相手国の交付当局が交付した原産地証明書によって正当に担保されたうえで当該相手国からインドに輸入された大規模な不正行為が発覚しました。設定された生産者の大半はビンロウの実を処理する設備も保有せず、第三国の中継貨物を自国原産と申告していたことが判明しました。

5.3 貿易協定の悪用は、国庫に損失をもたらすのみならず、国内産業を不当に不利益な立場におとしめることになります。FTA 施行時の経験によって、FTA で利用可能な既存の手続を国内独自の法規定で補い不均衡に対処する必要性が明らかになりました。

6. 関税法第 28DA 条の追加

- 6.1 2020 年予算演説で財務大臣が以下のとおり述べたことが思い出されます。

「自由貿易協定(FTA)に基づく輸入が上昇傾向にあると判明しています。FTA の恩恵が不当に申告されたことで国内産業が脅威にさらされました。そのような輸入は厳格に検査する必要があります。これに関連して、関税法に適切な規定が織り込まれます。」

「1961 年関税法第 28DA 条はしたがって、輸入業者に十分な原産地関連情報を所持する権限を付与するものです。特恵関税待遇を求められた物品の原産地を照会するファーストポイントは輸入業者となり、G2G モデルから B2G モデルに移行します。」

- 6.2 したがって、1962 年関税法に第 VAA 章と第 28DA 条が追加されました(2020 年財政法第 110 条参照)。新たな条項はとりわけ、輸入業者側が、申告された原産地基準が満たされていることおよび原産地証明書を単に提出するだけでは十分ではない可能性があることを納得するために行う基本的なデューディリジェンスに関する規定であるといえます。この目的において、輸入業者は原産地関連情報を十分に保持する必要があります。物品の原産地が疑わしい場合、これを照会するファーストポイントは輸入業者となり、G2G モデルから B2G モデルに移行します。

- 6.3 第 28DA 条はさらに、外国当局による原産地の検認、特恵待遇の一時的停止、申告の否定や証明の却下が可能な状況も規定しています。

7. 2020 年貿易協定に基づく原産地規則に係る関税規則

- 7.1 上記第 28DA 条の定めに従い、中央政府は 2020 年貿易協定に基づく原産地規則に係る関税規則(CAROTAR 2020)が 9 月 21 日に施行されるとの通達も行いました(2020 年 8 月 21 日付け通達第 81/2020-Customs (N.T.)号参照)。この結果、30 日の猶予期間は輸入業者とその他の利害関係者にとって新たな規定に習熟する機会となりました。

- 7.2 当該規則の目的は、様々な貿易協定に基づき定められた既存の運用上の証明手続を補足することにあります。当該規定では、輸入業者が物品を輸入する前に基本的なデューディリジェンスを行い、当該物品が所定の原産地基準を満

たしていることを納得するよう要求しています。この目的において、輸入業者が物品を輸入する際に所持する必要のある最低限の情報リストが、一般的な指針(当該規則に添付のフォーム-I)とともに当該規則において定められました。このリストは、輸入業者が原産国を正確に確認し譲許される関税を適切に申告する際の裏付けとなり、税関当局が正当な輸入品を円滑に通関させる際の一助となります。当該規則はさらに、原産地関連の検認を開始し、迅速に終結させる厳密なスケジュールを定めています。

7.3 COO で申告された原産地が疑わしい場合、税関職員は当該規則第 5 条に基づき、相手国に検認を請求する前に当該原産地の詳細を輸入業者に要求する義務があります。原産地の国境を超えた検認プロセスは現在、各国の担当当局を通じて行われ、各貿易協定に定められたスケジュールに従うため数ヶ月間に及ぶ場合があります。ただし、輸入業者が CAROTAR 2020 に基づく要求に応じて十分な情報を税関に提供した

場合には、相手国による検認は開始されず、問題が迅速に終結する可能性があります。

7.4 上記のとおり、規則第 5 条に基づき、税関職員は必要に応じて輸入業者に原産地関連の詳細を請求する場合があります。したがって、フォーム-I の情報は通関申告書ごとに提出する必要はなく、税関職員から照会された場合に限り提示する必要があります。

8. 輸入申告書に記載する情報

8.1 CAROTAR 2020 第 3 条では、特定の原産地に関連する以下の詳細事項を原産地証明書から入手可能な限り通関申告書に入力するよう義務付けています。

- (i) 原産地証明書の照会番号
- (ii) 原産地証明書の交付日
- (iii) 原産地基準
- (iv) 累積適用の有無

(v) 第三国が交付した原産地証明書(連続する原产地証明書)に該当するか否か

(vi) 原産国から直接輸送された物品に該当するか否か

8.2 通関申告書の書式では 2020 年 9 月 21 日から上記項目の入力が可能になります。同様に、通関申告書の手書き用書式にも変更が導入され、EDI システムを利用できない税関に対応します。

9. 輸入業者が所持する原産地関連情報

9.1 規則第 4 条では、特恵関税待遇が申告された場合には輸入業者が物品の原産地について十分な情報を所持するよう要求しています。輸入業者の手引きとして、また、かかる情報の範囲を明示するものとして、CAROTAR 2020 のフォーム-I には詳細が記載されています。当該フォームは、物品の原産地を獲得するプロセス、すなわち、商品が完全に当該国の材料から生産されたものか第三国の材料も含むのかに焦点を当てたものです。また、輸入業者が原産地規則に

対処し、輸出業者に確認を要する重要な要素を特定する際の一助として、フローチャートが記載されています。

「輸入業者の手引きとして、CAROTAR 2020 のフォーム-I は物品の原産地を獲得するプロセスに焦点を当てています。」

9.2 輸入業者の手引きとして、輸出業者に課すべき関連質問が記載されています。たとえば、サプライヤーが物品を完全生産品として申告した場合、「完全生産品」の規則と当該物品がその対象であるかを確認することが賢明です。また、防腐剤などの材料も原産であるかを確認したいものです。完全生産品として申告された物品においても、一定の比率(価額または重量基準)で非原産要素の使用を認めている協定もあります。サプライヤー／生産者が、非原産要素が含まれるもののが原産地基準を満たしている物品であると申告した場合、申告された原産地基準が当該関税分類に適合するかを確認するようお勧めします。輸入業者は、申告の有効性を担保し虚偽申告の恐れを軽減するためにこれらを質問すべきでしょう。

「このプロセスを承知していれば、輸入業者が問題を早い時期に特定する一助となります。この結果、輸入業者は、輸出業者による原産地申告の信頼性を独自に判断できるでしょう。」

9.3 このプロセスを承知していれば、輸入業者が問題を早い時期に特定する一助となり、必要に応じて、物品を実際に輸入する前にこれに対処できる可能性があります。したがって、この結果、透明性が確保され、輸入業者は輸出業者による原産地申告の信頼性を独自に判断できるでしょう。CAROTAR 2020 では、取引上の秘密事項となり得る費用明細の取得を輸入業者に要求していません。

「同一輸出業者の同一物品の場合、製造過程に変更がない限り輸出業者との照会プロセスを通關申告ごとに繰り返す必要はありません。」

9.4 同一輸出業者の同一物品の場合、各通關申告について情報を累積する必要があるものの、製造過程に変更がない限り輸出業者との照会プロセスを繰り返す必要はない点に留意すべきです。

CAROTAR 2020 - 重点点:

- ・ 輸入業者の所持が期待される情報の範囲が定義されています。
- ・ 輸入業者は、各通關申告書(B/E)に固有の原産地関連情報をB/Eの提出日から5年以上保管する必要があるとされています。
- ・ B/Eに固有の原産地関連情報を含めることが義務付けられています。
- ・ 輸出国による検認を開始できるシナリオが定められています。
- ・ 貿易協定に規定のない情報を検認当局から受領するスケジュールが設定されています。
- ・ 輸入業者／検認当局から受領した情報に基づき判断を確定するスケジュールが設定されています。
- ・ 原産地基準を満たしていないと判断された場合、同一物品の輸入に措置を講じることができます。

10. 通関への影響

10.1 従前より要求されているとおり、輸入業者は、通関申告書の提出時に FTA に基づく免責を求める必要があります。現在では、通関申告書に入力を要する基本的な詳細事項がいくつか追加されています。これらの詳細は COO から取得することができます。したがって、CAROTAR 2020 では、通関申告書の提出時に補足文書を提出することを義務付けていません。原産地が疑わしい場合、外国の行政機関との検認は相当の時間を要するため、税関職員はこれを開始する前に輸入業者に照会を行うものとします。輸入業者に対する照会は、CAROTAR 2020において通知されたフォームに基づくものとします。輸入業者は情報提供に 10 日間の猶予を認められ、回答から 15 日以内に結果が知らされます。追加情報が必要な場合、税関が輸出国の当局とともに検認ルートをたどります。

10.2 輸入業者が原産地関連情報と要求された文書を作成しない場合、あるいは輸入業者がデューディリジェンスを行っていないと証明された場合、他国との検認の開始に加え、職員は、規則第 8 条第(1)項に基づき以後の通関申告書すべてについて判断を検認する必要もあります。ただし、輸入業者が記録に基づく適切な統制を通じて合理的な措置を講じていることを明示した場合、判断の強制検認は中止されます。

10.3 輸出業者の物品が原産地基準に適合しないと証明された場合、同一輸出業者から輸入された同一物品に対する特恵待遇を却下される可能性があります(規則第 7 条)。ただし、受領した情報と文書に基づき、製造その他の原産地関連条件が輸出業者か生産者によって適切に変更され原産地要件が満たされたと明示された場合、特恵待遇は回復されますが遡及適用はされません。

原産地規則で使用される技術用語

必要に応じて、原産地規則に関して使用される技術用語は一般的な指針として下記のとおり説明されています。ただし、貿易協定はそれぞれ独自に一連の原産地規則を有しているため、下記用語それぞれの正確な定義は異なる可能性があります。したがって、1975年関税定率法第5条第(1)項に基づく通知のとおり、それぞれの原産地規則も参照することをお勧めします。

- (i) **完全生産物品(WO)**: 非原産の原材料を組み込みますに生産または取得された物品。
- (ii) **非原産材料を使用して生産された物品**、すなわち完全生産品でない物品は、いずれかの国における実質的変更を経て原産適格にする必要があります。かかる基準は、物品に割り当てられた基準に応じて、以下の方式を組み合わせてまたは単独で使用して満たすことができます。
 - (a) 関税分類変更(CTC)
 - (b) 域内原産割合(RVC)または国内原産割合(DVC)
 - (c) 加工工程基準
- (iii) **原産割合方式**: この場合、物品が原産とみなされるためには、ある国を原産とする物品価額が一定の比率以上である必要があります。価額構成と価値の付加の計算方式は協定ごとに異なる場合があります。

(iv) **関税分類変更(CTC)方式**: この原産地基準に基づき適格となるためには、物品の生産に使用された非原産材料のHS分類(たとえば、原産地規則の定めに応じて章レベル、項目レベルまたは号レベル)が最終財として同一であってはなりません。貿易協定の要件に応じて、物品がFTAに基づく特恵待遇に適格となるためには章変更(CC)、項目変更(CTH)、号変更(CTSH)のいずれかを経る必要があります。生産者と輸出業者またはそのいずれかが、最終財と非原産原材料のHS分類を承知していなければなりません。

(v) **加工工程基準方式**: この場合、原産とみなされている物品は、原産国において特定の化学プロセスを経て生産される必要があります。

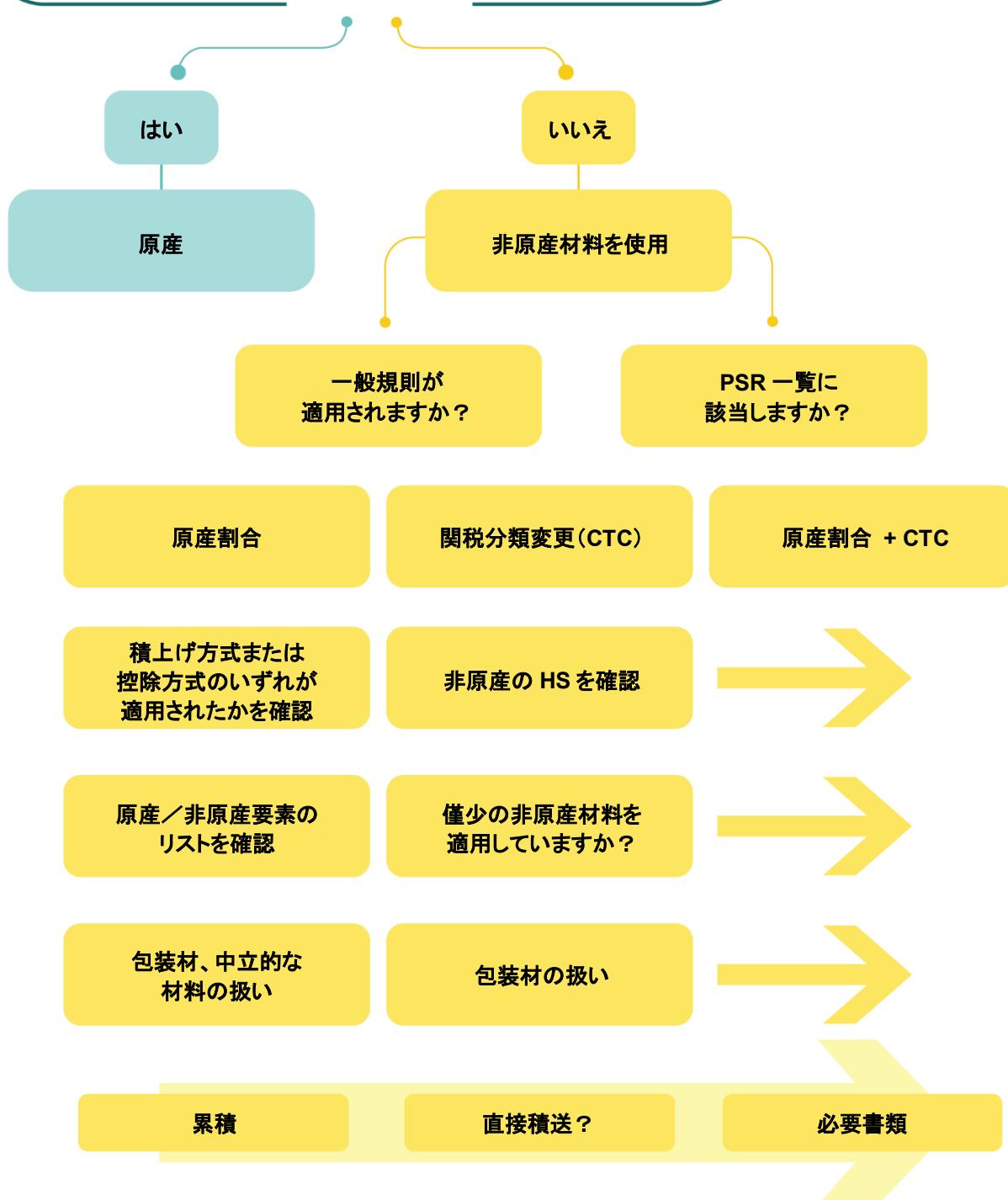
注記: 同一物品に、異なる貿易協定の異なる原産地基準を割り当てるすることができます。

- (vi) **一般規則と品目別規則(PSR)**: 貿易協定の多くは、非原産材料を使用して生産されたすべての物品について単一の規則を有しています。一部の協定では、関税分類の一部またはすべてについて品目別規則(PSR)があります。物品のHS分類に応じて、原産地申告にどの基準が使用されたかわかる必要があります。
- (vii) **僅少の非原産材料**: この規定では、適用のある規則を満たしていない非原産材料を考慮しないことが認められますが、かかる材料の合計が物品の価額または重量において一定比率を超えない場合に限ります。この規定は協定に必ずしも含まれているわけではなく、当該比率も協定ごとに異なります。
- (viii) **累積**: 「累積」という概念によって、特恵貿易協定を構成する国々は、生産を共有し関連する原産地規則の定めに共同で従うことができます。すなわち、貿易協定に参加する国の生産者は、適用のある原産地規則の目的において別の参加国の原材料をその原産資格を失わずに使用することができます。言い換えれば、累積という概念や累積原産地規則によって、ある参加国の製品を当該協定の別の参加国においてさらに加工したり、製品に加えたりすることができます。

このような累積の種類や程度は協定で定義されるため、協定ごとに異なる可能性があります。累積には二国間累積、地域累積、対角累積などがあります。

- (ix) **間接／中立要素**: 物品の生産、テスト、検査に使用されるものの物品には物理的に組み込まれない材料、または物品の生産に付随する建築物の保守や設備の運用に使用される材料をいいます。たとえば、エネルギーや燃料、プラントや設備、製品の最終構成には入らない物品などがあります。貿易協定に応じて、これらの要素は原産として扱われる場合もあれば非原産として扱われる場合もあります。
- (x) **小売用の梱包や包装材の扱いに関する規則**: これは、かかる材料を原産資格割合や関税分類変更の計算においてどのように扱うかを定めたものです。
- (xi) **直接積送**: 大半の協定では、ある国の原産資格を申告している物品は当該国から輸入国に直接輸送されなければならないという前提条件を定めています。一定の軽減措置は、特定の文書を提示することを条件として貿易協定で定めることができます。

輸入品は完全生産品(WO)ですか？



原産地基準の流れ

よくある質問: CAROTAR 2020

Q:1 規則に添付のフォーム-I は、輸入時に提出する必要がありますか？

A:1 関税法第 28DA 条では、特恵関税待遇が申告されている場合、輸入業者が輸入品の原産地について十分な情報を所持するよう要求しています。フォーム-I は、輸入業者が物品の原産地を判断する際の手引きや一助となります。輸入業者は、本フォームを税関申告書の提出時に提出する必要はありません。

ただし、申告された原産国が疑わしい場合、税関職員が原産地に関する詳細を輸入業者に要求する可能性があり、この場合、輸入業者は当該フォームを関係書類とともに提出する必要があります。

Q:2 当社では複数の通関申告書(B/E)を提出しており、各 B/E ごとにフォーム-I を記入する作業が膨大になります。提出の免除は可能でしょうか？

A:2 フォーム-I に関して必要な詳細は処理に焦点を当てているため、生産プロセスが変わらない限り同一出荷分については同一になります。したがって、一連の情報が同じであれば同一出荷分のフォーム-I の記入にこれを利用することができます。ただし、生産プロセスや処理方法に変更が生じた場合はこの限りではありません。さらに、繰り返しになりますが、フォーム-I は通関申告書の提出時に税関に提出する必要はありません。

Q:3 規則に定められた情報すべてを入手することができません。この場合も、特恵関税待遇を申告して物品を輸入することはできますか？

A:3 可能です。ただし、そのような場合、原産地関連情報はインドの税関から輸出国の検認当局に求めることができます。この場合、比較的長い時間を要します。

Q:4 輸出業者からすべての情報を入手できない場合はどうなりますか？

A:4 税関職員が規則第 5 条に関して情報を要求し、輸入業者がこれを作成できない場合、税関職員は、

(i) 規則第 6 条に関して海外での検認を開始するものとします。そのような場合、特恵関税待遇は検認が終了するまで停止することができます。また、物品は、規則に明示のとおり保証金と担保で暫定的に判断される場合があります。

(ii) 規則第 8 条第(1)項に明示のとおり、特恵関税を申告した輸入業者が提出した以後の通関申告書すべてについて判断を検認するものとします。

このように、原産地関連情報を所持していない場合に輸入業者の輸入行為が禁じられるわけではないと指摘して問題ないでしょう。ただし、物品の申告された原産地が疑わしい場合には、海外での検認に至る可能性があります。また、当該輸入業者が以後に行う輸入が、税関のリスク管理システムによって円滑化されることはありません。

したがって、輸入業者については、可能な限りデューディリジェンスを監視し、物品を輸入する前に原産地関連情報を所持することが期待されています。また、これらがビジネスプロセス全体に組み込まれ、必要な確認が物品調達の決定時に行われることが期待されます。

Q:5 物品のコスト明細など詳細な事業秘密を提供する必要がありますか？

A:5 規則では、コスト明細や専有の生産プロセスについての情報を強制的に求めてはいません。可能な場合に提出すべきものです。「価値の付加を構成する要素」[フォームの第 III 条第 B 部科目 2(d)]を承知する必要性に関して、輸入業者は正確な数値を承知することを期待されません。国内付加価値の計算に考慮した主な要素(たとえば、材料、労働力、利益など)の説明に限り、明示する必要があります。たとえば、このような事例には、価値の付加が主に原産材料の価額を根拠とする場合や利益を根拠とする場合が挙げられます。さらに詳細が必要な場合には、税関は輸出国の検認当局に接触することになります。

Q:6 フォーム-I(第 III 条)では生産プロセスの記録が要求されています。「生産プロセス」は極めて精巧で、その詳細は複雑で技術的なものになる可能性があります。一方で、これを簡潔に説明することも可能です。生産プロセスはどのような方法でフォーム-I に記録する必要があるのでしょうか？

輸入業者は、非原産物品が必要な変更を経た際に基準とされた原産地基準を承知しておく必要があります。たとえば、所定の変更において号変更(CTSH)が要求された場合、輸入業者は、蒸留／要素の組立／刻印／切断などどのようなプロセスを経て適合に至ったかを承知しておく必要があります。このように、生産プロセスは、所定の原産地基準を満たす方法を明確に組み込んで簡潔に記録することができます。

Q:7 規則第 4 条に関して、どのような関係書類の調達を想定したらよいでしょうか？

A:7 規則では、これについて特定の基準を定めていません。原産地関連の様々な詳細を報告する輸出業者の連絡メールから、輸出当事者側で物品に行われたプロセスを明示する生産サイトの写真にまで及ぶ可能性があります。

Q:8 規則第 7 条に関して、同一物品の意味を教えてください。

A:8 輸出業者または生産者に由来する物品が所定の原産地基準を満たしていないと判断された場合、この結果は、同一の輸出業者または生産者の同一物品に適用されます。たとえば、生産者 X がテレビと冷蔵庫を A 国で製造した場合において、検認によって、X が引き受けた生産プロセスが当該冷蔵庫に関して必要な原産地基準を満たすことができないと判明した場合、かかる結果は、X が生産し A 国から以後に輸入される冷蔵庫に適用されます。

検認結果が、生産者 X が製造したテレビまたは A 国で他の生産者が製造した冷蔵庫に適用されることはありません。

Q:9 規則第 3 条に関して、過去の積送で特恵関税が否認された場合、同一物品の特恵関税待遇が否認される可能性はありますか？

A:9 ありません。特恵関税待遇は、COO の有効期限切れや COO の不備など協定自体に定められた手続や前提条件の不遵守を理由として原産地を検認することなく否認できる、という規則第 3 条に基づくシナリオに注意する必要があります。一方、規則第 7 条(同一物品)は、原産地基準が満たされていないと判断された場合に限り援用することができます。

Q:10 貿易協定と CAROTAR 2020 が相反する場合、どのような措置が講じられますか？

A:10 輸入業者の義務は、貿易協定ではなく国内法に起因するものです。ただし、貿易協定の原産地関連規定は、関税定率法第 5 条に基づき各貿易協定の原産地規則を通知するという方法で国内法に組み込まれています。この点に関して、CAROTAR 2020 第 8 条第(3)項は、相反が生じた場合には原産地規則の規定がかかる相反に限り優先すると明示しています。



ご意見は icdsto-cbec@gov.in にお寄せください。